

# 鳥取県東部地域の公共交通を利用しましょう！

☎ 本庁舎交通政策課 ☎ 0857-20-3257 ☎ 0857-20-3048  
鳥取県東部地域公共交通活性化協議会（鳥取県地域振興部交通政策課内）☎ 0857-26-7100 ☎ 0857-26-8107

## ◆鳥取県東部地域の公共交通の現状

鳥取県東部地域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）の公共交通は、人々の暮らしや観光といった面で市町を超えたニーズが存在する一方、人口減少や自家用車への依存により利用者の減少が続いています。このような中、東部地域の5市町からなる鳥取県東部地域公共交通活性化協議会では、持続可能な公共交通網の形成を目的として『鳥取県東部地域公共交通網形成計画』を策定し、東部地域のバスや鉄道などの公共交通に関する計画の基本方針を定めて、公共交通を維持していくためのさまざまな事業を実施しています。

※計画の詳細は、鳥取県のホームページをご覧ください。

🌐 <http://www.pref.tottori.lg.jp/265656.htm>

## ◆計画に基づいて実施する取り組み

平成29年度は、計画に基づき鳥取県東部地域の公共交通をより利便性の高いものにし、みなさんに利用してもらうために以下の取り組みを実施しています。

### 公共交通の利便性を高めるための取り組み

公共交通の利便性を高めるため以下の事業を検討しています。

- 市町をまたいで運行するバス路線の機能向上
- 交通結節点での乗り継ぎ改善
- 路線バスと若桜鉄道の観光利用
- タクシーに関する取組  
(タクシーを活用した移動手段の検討や人材確保策、UDタクシーの導入と活用など)

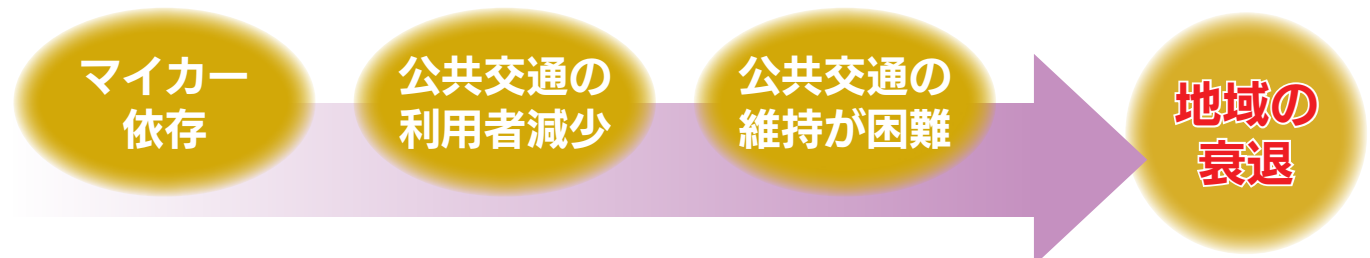
など

## ◆公共交通を地域に残していくために

鉄道やバス、タクシーなどの公共交通は、通学する学生や運転免許証を持たない人、高齢者や体が不自由な人にとって日常生活においてなくてはならない移動手段です。しかし、公共交通は利用が少なければ維持していくことが困難であり、交通が不便になることはすなわち地域の衰退につながります。

また、普段クルマで移動している人も将来、クルマを運転できるとは限りません。そのとき、自分の地域の公共交通がなくなっていたらどうでしょうか。

「公共交通は多くの人の生活を支えている」ということを意識し、私たち自身のこととして考えてみましょう。



鳥取県東部地域の公共交通を維持していくためにはみなさんの利用が不可欠です。是非この機会に公共交通を利用してみませんか。



### 公共交通を利用してもらうための取り組み

みなさんに公共交通を利用してもらうため、公共交通に関する情報発信やバスや鉄道の乗り方教室などを実施しています。



# 鳥取市長選挙の投票日は

## 3月25日(日)です

問い合わせ先

市選挙管理委員会 ☎ 0857-20-3386  
☎ 0857-20-3051

投票時間は午前7時から午後8時までです。  
※一部の投票所は午後7時に閉鎖します。  
3月19日(月)～3月24日(土)まで期日前投票ができます。

### 投票できる人は

平成12年3月26日以前に生まれ、平成30年3月17日現在で3カ月以上鳥取市に住んでおり(平成29年12月17日以前に転入届をした人)、引き続き居住する人

### 【市外に転出した人】

3月24日までに本市から他の市町村に転出した人は投票できません。また、転出前に行った不在者投票は無効になります。ただし、期日前投票を行った後に転出した人の投票は有効です。

### 【市内で転居した人】

本市の選挙人名簿に登録されており、3月5日までに本市内での

### 投票日に投票できない人は期日前投票を

投票日に仕事・旅行・歩行困難などの理由で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。法令の規定により、期日前投票を行う場合は期日前投票宣誓書の記入が必要で、入場券の裏面にも宣誓書記入欄がありますので、記入して期日前投票所に行かれると受付がスムーズになります。入場券は3月上旬に発送します。

### 病院、老人ホームなどでの不在者投票

不在者投票施設の指定を受けている病院、老人ホームなどに入院、

入所している人は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくはそれぞれの施設にお問い合わせください。

### 滞在先の他市町村での不在者投票

出張や旅行などで市外に滞在(転出者を除く)して投票所に行けない場合は、滞在地の選挙管理委員会に不在者投票ができます(期日前投票と同じ期間)。お早めに市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。請求書は直接市選挙管理委員会にご連絡いただくか、本市公式ホームページからダウンロードできます。

### 郵便による自宅からの不在者投票

次のいずれかの要件に該当する人は、郵便による不在者投票をすることができます。希望される人は、市選挙管理委員会に申請し郵便等投票証明書の交付を受けた後、3月21日(水)までに市選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。  
① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで次の障がい名・等級

障がい名	等級
両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
心臓・腎臓・呼吸器	1級・3級
ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
免疫・肝臓	1級・3級
両下肢・体幹	特別項症
心臓・腎臓・呼吸器	特別項症
ぼうこう・直腸・小腸	特別項症
腸・肝臓	特別項症
特別項症	第3項症

② 介護保険の被保険者証をお持ちで要介護状態区分が「要介護5」の人

郵便等投票証明書の交付手続は随時行っていますので、お早めの手続を行ってください。

### 〈郵便投票の代理記載〉

郵便投票の要件を満たし、次のいずれかに該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人に投票用紙へ代理記載してもらうことができます。

- ◆ 身体障害者手帳…上肢または視覚の障がい1級
- ◆ 戦傷病者手帳…上肢または視覚の障がい特別項症から第2項まで

※投票所入場券、選挙公報などについての詳細は3月号でお知らせします。